

健生食輸発0131第1号
令和6年1月31日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産エゴマのインドキサカルブ及びわけぎのヘキサコナゾール、コートジボワール産カカオ豆のアフラトキシン、ネパール産とうもろこしのアフラトキシン並びに中国産スッポンのドキシサイクリン及びしいたけのアセフェート)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年1月24日付け健生食輸発0124第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、韓国産エゴマのインドキサカルブ、コートジボワール産カカオ豆のアフラトキシン及びネパール産とうもろこしのアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、韓国産わけぎのヘキサコナゾール及び中国産スッポンのドキシサイクリンについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、中国産しいたけのアセフェートについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。